

○五泉市水道委員会条例

平成18年1月1日
条例第174号

(設置)

第1条 五泉市水道事業の重要な案件を審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、五泉市水道委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、必要な事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、市長の委嘱する委員15人以内をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 委員会の会議は、市長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、上下水道局において処理する。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

五泉市水道委員会委員名簿

No.	氏名	所属等	分野
1	大堀 裕勝	日本シイエムケイ(株)蒲原工場 管理二課長	大口使用者
2	波多 智生	デンカ生研(株) 総務課長	
3	岩城 良雄	五泉商工会議所 専務理事	商工業
4	野崎 和久	村松商工会 理事	
5	塚野 康志	五泉市社会福祉協議会 五泉市村松デイサービスセンター施設長	福祉・衛生
6	笠原 伸五	五泉市民生委員児童委員協議会 副会長	
7	樋口 幸衛	五泉市公衆衛生協会 会長	
8	山下キミ子	五泉市消費者協会 会長	消費者団体
9	中川 正城	市民公募委員	公募
10	斉藤 明	市民公募委員	